

訪問リハ重要事項説明書・介護予防訪問リハ重要事項説明書

社会福祉法人にんじんの会 介護老人保健施設にんじん健康ひろば
訪問リハビリテーション

◆ 利用者様の相談や苦情については、次の窓口で対応します。何でもおたずね下さい。

①	サービス相談・苦情窓口 (受付時間 月～金曜日 9:00～17:00)	
	担当者: 副施設長	電話番号 042-329-2581
②	その他	
	当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。	
	国分寺市高齢福祉課	電話番号 042-321-1301
	国立市介護保険係	電話番号 (代)042-576-2111
	府中市高齢者支援課	電話番号 (代)042-364-4111
	東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課 介護相談窓口担当	電話番号 03-6238-0177
	「苦情解決の仕組み指針」に基づく第三者委員	
	・山岡 義典(法政大学現代福祉学部教授)	電話番号 042-783-2830
	・石井 正子(薬剤師)	電話番号 090-2662-3495

◆ ご利用料金のご案内

(1) 介護保険の利用料金

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

全額(円)	介護保険適応外利用料金(全額自己負担額)
1割(円)	介護保険適応時自己負担額(1割負担額)
2割(円)	介護保険適応時自己負担額(2割負担額)
3割(円)	介護保険適応時自己負担額(3割負担額)

注) 当事業所における地域区分単価は1単位 = 10.83 円となります。

① 訪問リハビリテーション

	サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)			
				1割(円)	2割(円)	3割(円)	
介 護 サ ー ビ ス	訪問リハビリ テーション費	308	1 回 に つ き		3,335		
					334		
					667		
					1,001		
介 護 サ ー ビ ス	訪問リハ短期集中リハ加算 退院(所)日又は認定日から3月以内	200	1 日 に つ き		2,166		
					217		
					434		
					650		

	サービス内容略称	合成 単位数	算定 単位	全額(円)	
				1割(円)	
介護 サ ー ビ ス	リハビリテーション マネジメント加算	訪問リハマネジメント加算1 リハ会議(テレビ会議可)を開催し、状況等を共有 リハ計画についてリハ職が説明し、同意を得る	180	1月につき	1,949
					195
					390
					585
		訪問リハマネジメント加算2 訪問リハマネジメント加算1の要件に適合 必要な情報を厚労省に提出し、フィードバックを受ける	213	2,306	
					231
					462
		訪問リハマネジメント加算3 医師が利用者又は家族に説明し同意を得た場合	270	2,924	
					293
	585				
	認知症短期集中リハ ビリテーション実施加 算	訪問リハ認知症短期集中リハ加算 認知症のある利用者に対し、退院日又は訪問開始日 から3月以内に集中的にリハビリテーションを実施 (週2日限度)	240	1日につき	2,599
					260
					520
					780
	口腔連携強化加算	訪問リハ口腔連携強化加算 口腔の健康状態の評価を歯科医療機関 及び介護支援専門員に情報提供 歯科医療機関と相談体制を確保	50	1月1回 限度	541
					55
					109
					163
	訪問リハ計画 診療未実施減算	訪問リハ計画診療未実施減算 事業所の医師がリハ計画作成に係る 診療を行わなかった場合	-50	1回につき	-541
					-55
					-109
					-163
	退院時共同指導加 算	訪問リハ退院時共同指導加算 医師・リハ職等が退院前カンファレンスに参加 退院時共同指導に参加後サービスを開始した場合 退院時1回を限度	600	1月につき	6,498
650					
1,300					
1,950					
移行支援加算	訪問リハ移行支援加算 リハ終了者の内通所介護等の割合が5%以上 リハ利用回転率が25%以上 リハ終了者に対して電話等により実施状況を確認	17	1日につき	184	
				19	
				37	
				56	
サービス提供体制 強化加算	訪問リハサービス提供体制加算(Ⅰ) 勤続年数7年以上の者が1名以上	6	1回につき	64	
				7	
				13	
				20	
	訪問リハサービス提供体制加算(Ⅱ) 勤続年数3年以上の者が1名以上	3	32		
				4	
				7	
				10	

② 介護予防訪問リハビリテーション

	サービス内容略称		合成 単位数	算定 単位	全額(円)
	内 容				1割(円)
介 護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問 リハビリテーション費	予防訪問リハ2	298	1 回 に つ き	3,227
					323
					646
					969
	短期集中リハビリ テーション実施加算	予防訪問リハ短期集中リハ加算	200	1 日 に つ き	2,166
		退院(所)日又は認定日から3月以内			217
					434
					650
	口腔連携強化加算	予防訪問リハ口腔連携強化加算	50	月 1 回 限 度	541
		口腔の健康状態の評価を歯科医療機関 及び介護支援専門員に情報提供			55
		歯科医療機関と相談体制を確保			109
					163
	訪問リハ計画 診療未実施減算	予防訪問リハ計画診療未実施減算	-50		-541
		事業所の医師がリハ計画作成に係る 診療を行わなかった場合			-55
					-109
					-163
訪問リハ 12月超減算	予防訪問リハ12月超減算	-30		-324	
	利用開始月から起算して12月を超えた 期間に介護予防訪問リハを行った場合			-33	
				-65	
				-98	
退院時共同指導加 算	予防訪問リハ退院時共同指導加算	600	1 回 に つ き	6,498	
	医師・リハ職等が退院前カンファレンスに参加 退院時共同指導に参加後サービスを開始した場合			650	
	退院時1回を限度			1,300	
				1,950	
サービス提供体制 強化加算	訪問リハサービス提供体制加算(Ⅰ)	6		64	
	勤続年数7年以上の者が1名以上			7	
				13	
				20	
	訪問リハサービス提供体制加算(Ⅱ)	3		32	
	勤続年数3年以上の者が1名以上			4	
				7	
				10	

※ 負担額は小数点以下の計算の関係で実際の金額と若干異なります。

(2) 介護保険以外の利用料金

項目	内容	料金
交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。 公共交通機関の往復実費もしくは自動車での訪問の場合は1kmにつき50円となります。	50円/km
		実費
		円

* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。
その場合は一旦全額自己負担額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。
サービス提供証明書を後日、お住まいの区市町村の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

(3) 交通費

交通費は原則無料です。但し、サービスの内容によって、事前にご相談の上、実費をご請求させて頂く場合がございます。

(4) その他

利用者様の住まいで、サービスを提供する為に使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者様のご負担になります。

(5) お支払い方法

毎月25日頃に前月分の請求書を送付致しますので、合計額を翌々月の4日に口座引き落としの方法でお支払いください。もしくは、請求書の交付を受けてから10日以内に銀行振り込み・現金支払いでも構いません。お支払いいただきますと、領収書を発行致します。

◆ キャンセル料

サービス利用を中止する場合には、できるだけ早く事業所へお知らせ下さい。
利用者様のご都合でサービスを中止する場合、利用日当日の午前8時45分までにご連絡がなかった場合はキャンセル料(1,800円)がかかります。

◆ サービス内容

サービスの区分と種類	サービスの内容
訪問リハビリテーション	介護保険給付内での、在宅リハビリテーション
介護予防訪問リハビリテーション	介護保険給付内での、在宅リハビリテーション

◆ サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。
訪問リハビリテーション契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。
訪問リハビリを始めるにあたり、主治医の指示書が必要になります。

(2) サービスの終了

① 利用者様の都合でサービスを終了する場合

1週間前の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者様の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足又は信頼関係が損なわれる等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了せざるを得ない場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当法人が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者様が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又は利用者様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

◆ 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。また、緊急時は救急車対応の措置を講じる場合もあります。

◆ 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

◆ 事故防止及び発生時の対応方法について

事故を予防するため、当事業所では職員教育及び設備・環境整備等、最大限の努力を行っております。しかし転倒等の事故を完全に防げるものではありませんのでご了承下さい。

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・精神・財産・名誉等に損害を及ぼした場合には、事業者が加入している損害賠償保険の範囲内で、その損害を賠償します。

◆ 当事業所の概要及び特徴

・ 事業の目的及び運営方針

- ① 当法人は、1987年から非営利の民間福祉団体として、我が国で一番最初に24時間365日の在宅福祉サービスの提供をしています。
- ② サービス提供の理念は、在宅生活を維持する為に必要なサービスをいつでも誰でも受け取れる仕組みをつくり、安心して生活できる地域をつくることです。
- ③ 要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
- ④ 利用者の要介護状態もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリを行います。
- ⑤ 利用者様又はそのご家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明致します。
- ⑥ サービスの実施に当たっては、関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

・ 虐待防止のための措置

当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備します。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
 - 五 利用者が虐待を受けている恐れがある場合はただちに区市町村へ報告します。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。

・ ハラスメント防止のための措置

当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、及び利用者等からの悪質なクレームや不当な要求・性的な言動等により、職員等の就業環境が

害されることを防止するための明確化等の必要な措置を講じます。

・ 事業所の概要

名称	介護老人保健施設にんじん健康ひろば訪問リハビリテーション
所在地	東京都国分寺市西元町2-16-40
事業者番号	東京都指定 (1373101417)
サービス提供地域	国分寺市西元町・東元町・泉町・西恋ヶ窪1～3丁目
営業日・営業時間	月曜日～土曜日 8時30分～17時30分
定休日	日曜日、12月31日～1月3日(祝日は営業しています)

・ 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	医師	1名(兼務)		リハビリテーション及び事業全般管理(兼務)	1名
リハビリ職員	作業療法士		2名(兼務)	リハビリテーション	2名
	理学療法士		1名(兼務)	リハビリテーション	1名

◆ サービスご利用にあたっての留意事項

- ① 訪問時間の連絡 : 利用曜日によりあらかじめ訪問の時間はお知らせ致します。
- ② 体調確認 : 訪問時のバイタルチェック及びご家族より聞き取りにて確認します。
- ③ 体調不良等によるサービスの中止・変更 : 体調不良等によるサービス提供が不可能となった場合サービスの中止・変更する場合があります。
- ④ 時間変更 : 利用者及び家族のニーズに出来る限り応えていきます。

◆ サービスのご利用の参考項目

事項	有無	事項	有無
男性のリハビリ職員の有無	○	従業員への研修の実施	○
時間延長の有無	無	サービスマニュアルの作成	○
第三者評価の実施状況	無		